

第34回土佐FBC倶楽部（平成27年度総会）

日時：6月20日（土）総会 15：30～17：30

交流会 18：00～20：00（交流会会費：4,000円）

会場：高知城ホール 総会・成果発表：2階せんだん

交流会：2階くすのき

（高知県高知市丸ノ内2丁目1-10、088-822-2035）

内容：15：30 開会

開会挨拶（土佐FBCⅡ企画運営委員会委員長：受田浩之）

会長挨拶（会長：安岡千春）

議長指名（國沢 昌史）、以下議事進行

総会決議要件の確認

新役員の選任について

会則案の変更について

平成26年度事業報告、収支決算について

平成27年度事業計画、収支予算案について

議事終了

16：50 土佐FBC修了生の成果発表・日本政策金融公庫によるご案内

（1）「ゼリー菓の改善と標準化」

第7期修了生・高南メディカル・伊藤明日香（旧姓：長野）

（2）「土佐FBCを超えて～社会人の学習～」

第7期修了生・阿部 学

（3）日本政策金融公庫 事業案内

高知支店 農林水産事業 事業統括 西川 博之

（土佐FBCⅡ企画運営委員会委員）

（4）四国銀行 お知らせ

四国銀行お客さまサポート部 藤崎 弘政（土佐FBC第8期生）

（5）高知県成長分野育成支援事業 案内

高知県商工労働部工業振興課 主幹 岡村 大

17：30 終了

17：30 交流会受付開始

18：00 交流会 開始

土佐 FBC 倶楽部会則 (案)

平成 26 年 6 月 14 日
土佐 FBC 倶楽部会長裁定
最終改正：平成 27 年 6 月 20 日

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は土佐 FBC 倶楽部（以下「倶楽部」という。）と称し、所在地を南国市物部乙 200 に置く。本会の設立年月日は平成 21 年 6 月 12 日とする。

(目的)

第 2 条 倶楽部は、土佐 FBC に集い、食品産業の活性化による地域再生という同じ志の基に互いに机を並べた同志のプラットホームであり、かつ修了生の支援組織として、相互の交流・連携を促進し、以って地域の発展に貢献する。

(活動内容)

第 3 条 倶楽部は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- 新商品開発部会：新商品紹介のため、積極的に各種展示会に出展をし、拡販を目指す。コラボ商品の開発を手助けし、会員の売り上げを増やし食品産業の活性化による地域再生に繋げる。
- 人材活用部会：土佐 FBC に集まった様々な能力をもつ人材の相互交流・連携の機会を提供していく。
- 地域貢献部会：土佐 FBC で学んだ事・人材を地域の課題解決に役立てる。
- その他：本倶楽部の目的達成のために必要な活動を行う。

(役員)

第 4 条 本会運営のために、各卒業年度 1 名の役員を選出する。役員任期は、1 年とし再任を妨げない。役員のうち、役職者を互選により選出する。以下に、役職の種類を定める。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名（当面は、土佐 FBC II 企画運営室が支援を行う。）
- (4) 監 事 1 名

2 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はこれを代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を掌握する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 役員は、各年度修了生代表として会長、副会長を補佐する。

(会員)

第 5 条 倶楽部の会員は、土佐 FBC の受講生、修了生及び受講経験者、並びに土佐 FBC 講師及び当該委員会委員とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。また、会員以外の参加の可否については、役員で協議するものとする。

(会議)

第6条 本会の会議は、年1回開かれる総会と、前条に定める役員による役員会とする。

(総会)

第7条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席者及び委任状の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事録)

第8条 総会の議事については、議事録を作成する。

(運営)

第9条 会員からの協力金をもって本会の運営にあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(変更)

第11条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

附 則

この倶楽部の実務に関する項目は細則に定める。

この倶楽部の細則の変更は役員会で議決する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月20日)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

細 則

1. 原則として3ヵ月に1回、セミナーや事例発表などを行い会員のさらなる勉強の機会を提供する。
2. 運営についての変更は役員会で話し合い決め会員への報告を行う。
3. 協力金については会員1名あたり年間3,000円とする
4. 会長は、土佐FBCⅡ企画運営委員(土佐FBC修了生代表)を兼務する。
5. 謝金規定については、「国立大学法人高知謝金支給基準」を準用する。
6. 旅費規定については、「土佐FBC倶楽部旅費規程」に定める。

国立大学法人高知大学謝金支給基準

平成 16 年 4 月 1 日

学 長 裁 定

最終改正 平成 26 年 5 月 21 日

本学において相手方に事務を委任又は準委任する場合の謝金の支給については、この基準によるものとする。

(謝金の支給範囲)

第 1 謝金の支給できる範囲は、委任者及び受任者相互に高度の信頼関係を基礎とする契約等によるものとし、単なる雇用又は請負等に属するものについては支給することができないものとする。

(謝金の単価)

第 2 謝金の単価は次の各号に定める基準により決定するものとする。

- 1 受任者を職員として採用した場合において、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 46 号）により算出される 1 時間当りの単価
- 2 受任者が高度な技術及び経験を必要とする場合、又は当該事務量等量定できる職種で前号によりがたい場合にはその事務の難易度及び実例（時価）等を勘案し算出するものとする。
- 3 定型的な謝金額については、経理課長が定めた別表単価表によることができる。

(諸経費の加算)

第 3 受任者がその事務を遂行する場合に多くの資料を要した場合、又は相当の準備時間等を必要とした場合には、それらを勘案しその経費を含めて支給することができる。

(補足)

第 4 この基準によることが適当でないと認められる場合には、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 定型的な謝金の単価については、当分の間第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、過去 2 年度の謝金支給実績を参考とすることができる。

附 則

この基準は平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

土佐 FBC 倶楽部旅費規程

平成 27 年 6 月 20 日

土佐 FBC 倶楽部会長裁定

(趣旨)

第 1 条 本規程は、土佐 FBC 倶楽部の用務による旅費に関する事項について定める。

(旅費の定義)

第 2 条 本規程でいう旅費とは、次のものをいう。なお、日当は支給しない。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費

(出張の区分)

第 3 条 はりまや橋（高知県高知市はりまや町 1 丁目 1-1）を終点とし、出発地ごとに市内出張、近隣出張、遠方出張の 3 区分を定める。

- (1) 市内出張とは、出発地が高知市及び南国市の出張をいう。
- (2) 近隣出張とは、出発地が高知市及び南国市以外、かつ出発地から終点までの直線距離が 30km 未満の出張をいう。
- (3) 遠方出張とは、出発地から終点までの直線距離が 30km 以上の県内または県外からの出張をいう。

(自家用車利用による交通費)

第 4 条 各出張区分の自家用車利用による交通費を以下に定める。

- (1) 市内出張は、一律 1,000 円を支給する。
- (2) 近隣出張は、一律 2,000 円を支給する。
- (3) 高知県内からの遠方出張は、一律 4,000 円を支給する。
- (4) 高知県外からの遠方出張は、前号の金額に加え、本人の申告額に基づき高速道路利用料の実費を支給する。

(公共交通機関利用による交通費)

第 4 条 公共交通機関を利用した場合、本人の申告額に基づき公共交通機関利用料の実費を支給する。申告者は旅費コスト及び時間コストを考慮した「最も経済的な通常の経路及び方法」を選択するものとする。ただし、公務上の必要及び天災等やむを得ない事情が生じた場合には、土佐 FBC 倶楽部役員と協議の上、上記以外の経路及び方法を選択するものとする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、宿泊料の実費を支給する（夕食費を除く）。

(規程の改正)

第6条

本規程の改正は、役員会にて協議、決定し、総会で報告する。

(その他)

第7条

本規程で処理できない場合は、その都度、会長、副会長の協議により処理する。

(付則)

本規程は、平成27年6月20日より施行する。

平成 26 年度 事業活動報告

平成 26 年度は当倶楽部の運営が修了生による自主運営となりました。規約の作成、部会作り、活動方針の作成、活動資金作りなど様々な課題があり、議論を重ねながら活動を行って参りました。1 年間で様々なプランが生まれておりますが、諸問題によりそれを十分に実施できていないのが現状であります。今年は限られた条件の中で以下の事業を実施しました。

1、 総会、定例会

通算回数	日時	場 所	参加者	備 考
第 29 回	H26. 3. 14	高知城ホール	55	平成 25 年度修了祝賀会
第 30 回	H26. 6. 14	高知市文化プラザかるぼーと	64	平成 26 年度総会
第 31 回	H26. 9. 20	高知城ホール	43	乾燥加工セミナー開催
第 32 回	H26. 12. 6	高知城ホール	40	地域と高知大学の協働創出について
第 33 回	H27. 3. 19	高知城ホール	53	平成 26 年度修了祝賀会

役員会

H26. 4. 8, H26. 8. 26, H26. 10. 6, H27. 1. 8, H27. 5. 18 その他にメールによる打ち合わせは多数あり。

2、 新商品開発部会

【土佐 FBC 倶楽部商品開発部会（高知らしい食品研究会）の活動状況】

通算回数	日時	場 所	参加者	備考（土佐 FBC 関係情報提供者）
第 3 回	H26. 10. 16	カフェバー サマサマ	14	土佐 FBC 倶楽部として初参加 発表者；よさこい有機の会 井上氏
第 4 回	H26. 11. 20	カフェバー サマサマ	13	発表者；日高わのわ会 安岡氏
第 5 回	H26. 12. 17	カフェバー サマサマ	19	発表者；菱田ベーカリー 菱田氏
第 6 回	H27. 1. 15	カフェバー サマサマ	17	発表者；菱田ベーカリー 菱田氏 サークル K 万々店 清遠氏
第 7 回	H27. 2. 19	カフェバー サマサマ	16	発表者；サークル K 万々店 清遠氏
第 8 回	H27. 3. 18	カフェバー サマサマ	8	発表者；よさこい有機の会 井上氏
第 9 回	H27. 4. 16	カフェバー サマサマ	19	発表者；井上靴店 井上氏
第 10 回	H27. 5. 21	カフェバー サマサマ	12	発表者；
第 11 回	H27. 6. 18	カフェバー サマサマ	---	発表者；土佐 FBC 栗田氏

3、 地域貢献部会

「食に関する課題解決のお手伝い」というタイトルのポスターデザインを試作した。今後、高知大学地域コーディネーター（UBC）と連携して展開していく方法を検討中である。

4、 人材活用部会

土佐 FBC 倶楽部会員の人材活用名簿の作成に向け、役員会での協議を中心に準備を進めた。また、株式会社フジ「海鮮市場」(愛媛県松山市) への「土佐 FBC 商品コーナー」を設置した。11 社が商談に臨み、現在 5 社の陳列販売が決定した。昨年、受講生の課題研究で始まった「サニーマーケット販売会」では、受講生・修了生にテストマーケティングの場を提供しており、今年度も 3 回 (10 月 29 日、11 月 8 日、11 月 9 日) 開催した。

土佐 FBC 倶楽部 平成 26 年度会計報告

2015.06.20

収入の部

科 目	収 入	備 考
1 繰入金	62,337	
2 協力金収入	224,506	
3 寄付金	0	
4 雑収入	7,500	交流会残金 (2014 年 9 月分)
	6,500	交流会残金 (2014 年 12 月分)
	28,000	交流会残金 (2015 年 3 月分)
	38	利子
合 計	328,881	

支出の部

科 目	執行計画	執行額	備 考
1 部会費	150,000	71,328	会議開催費
新商品開発部会	50,000	0	
地域貢献部会	50,000	0	
人材活用部会	50,000	0	
2 事務費	30,000	21,644	団体印、印字費、郵送費
3 予備費	62,337	0	
合 計	242,337	92,972	

残金を平成 27 年度へ繰越 **235,909**

収入の部(内訳)

No.	費目	事項	備考	年月日	収入額
1	繰越金	繰越金	平成26年3月迄	平成26年4月1日	¥62,337
		小計			¥62,337
2	協力金収入	協力金	協力: 67名(企業)	平成26年6月15日～ 平成27年3月10日	¥224,506
		小計			¥224,506
3	寄附金				
		小計			¥0
4	雑収入	第31回土佐FBC倶楽部交流会	参加費徴収(¥4,000×33名) 支払(¥4,000×30名+飲放¥1,500×3名)	平成26年9月20日	¥7,500
		第32回土佐FBC倶楽部交流会	参加費徴収(¥4,000×30名+欠席¥2,500×2名) 支払(¥4,000×29名+料理¥2,500×1名)	平成26年12月6日	¥6,500
		第33回土佐FBC倶楽部交流会	参加費徴収(¥5,000×53名) 支払(¥5,000×45名+飲放¥1,500×8名)	平成27年3月19日	¥28,000
		小計			¥42,000
5	事務費	受取利子	平成26年9月30日迄	平成26年10月1日	¥12
		受取利子	平成27年3月31日迄	平成27年4月1日	¥26
		小計			¥38
合計					¥328,881

支出の部(内訳)

No.	費目	事項	備考	年月日	執行額	
1	部会費	高知市文化プラザ使用料		平成26年4月25日	¥12,900	
		高知城ホール会場代(スクリーン)		平成26年9月20日	¥32,616	
		高知城ホール会場代(スクリーン)		平成26年12月6日	¥25,812	
		小計			¥71,328	
	新商品開発部会					
		小計			¥0	
	地域貢献部会					
		小計			¥0	
	人材活用部会					
小計					¥0	
2	事務費	団体印作成費		平成26年4月11日	¥3,024	
		振込用紙印字費(150枚)		平成26年4月25日	¥252	
		総会資料郵送費(187通)		平成26年6月26日	¥15,334	
		総会資料郵送費(33通)		平成26年7月9日	¥2,706	
		役員会資料郵送費(3通)		平成27年1月26日	¥246	
		総会資料郵送費(1通)		平成27年1月27日	¥82	
		小計			¥21,644	
合計					¥92,972	

平成 27 年度 事業活動(案)

発足 2 年目となり、昨年 1 年間かけて試行錯誤してきた諸問題も次第に解決していき、今後本格的に活動を行っていく足がかりとなる年となります。土佐 FBC II 事業を進めていくなかで、当倶楽部への期待・存在意義を十分に受け止めながら、持続可能な組織としての運営方法を模索していきます。具体的には以下の活動を中心に行つて参ります。

1、 総会、定例会

通算回数	日時	場 所	参加者	備 考
第 34 回	H27. 6. 20	高知城ホール		平成 27 年度総会
第 35 回	H27. 9. 12	高知城ホール		セミナー
第 36 回	H27. 12. 5	高知城ホール		セミナー
第 37 回	H27. 3. 未定	高知城ホール		平成 27 年度修了祝賀会

● 役員会

会合は年間 5 回程度（日程は未定） その他、メールによる打ち合わせを多数予定。

2、 新商品開発部会

高知らしい食品研究会を毎月 1 回程度開催する。

通算回数	日時	場 所	参加者	備 考
第 11 回	H27. 6. 18	カフェバー サマサマ		
第 12 回	毎月第 3 木曜日			

3、 地域貢献部会

「食に関する課題解決のお手伝い」事業を、高知大学地域コーディネーター（UBC）と連携して展開していく。

4、 人材活用部会

土佐 FBC 倶楽部会員の人材活用名簿を作成する。名簿の内容及び閲覧方法（エクセル配布またはネット閲覧等）は今年の検討事項とする。

様々な人材ネットワークを活用した、テストマーケティングなどを企画する。

H27年度 土佐FBC倶楽部予算(案)

平成27年6月20日

収入の部

科 目	金 額	内 容	備 考
1. 繰入金	235,909		
2. 協力金収入	200,000	個人会員、法人からの協力金	H26年実績 ¥224,506-
3. 寄付金	0		
4. 雑収入	0		
合 計	435,909		

支出の部

科 目	金 額	内 容	備 考
1. 部会費	350,000	各部会の活動に要する費用	H26年度 ¥71,328-
新商品開発部会	150,000	会議費、事務用品費、交通費、日当など	
地域貢献部会	100,000	印刷費、事務用品費、交通費、日当など	
人材活用部会	100,000	事務用品費、交通費、日当など	
2 事務費	30,000	印刷費、通信費、備品など、事務局経費	H26年度 ¥21,644-
3 予備費	55,909		
合 計	435,909		